

「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」の 提出について(お願い)

このことについて、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）の一部改正に伴い、国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第83号）が、平成26年7月22日に公布され、本年12月1日から、国民年金第3号被保険者が第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合（収入が基準額以上に増加した場合、組合員である第2号被保険者と離婚した場合）、所属所、共済組合等を経由して日本年金機構に「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」を届け出ることとなります。

現在、被扶養配偶者の取消手続きにつきましては、次の1及び2の例により被扶養者を取消しする場合に、当組合を経由して日本年金機構宛「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届」を提出することにより行うこととされておりますが、平成26年12月1日以降は、次の3及び4により被扶者の取消手続きを行う場合においても「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」を提出することとされ、今後は、被扶養配偶者の取消手続きを行う際は、当該届に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならないこととされましたので、組合員の皆さまには、ご留意のうえ手続きされますようご協力をお願いいたします。

- 1 国民年金第3号被保険者が死亡したとき
- 2 国外に居住する国民年金第3号被保険者が、組合員の被扶養者でなくなったとき
- 3 収入基準額以上の収入を得ていたことから被扶養を取消するとき
- 4 組合員と離婚したことから被扶養者を取消することとなったとき

担 当：保健課
資格担当 小澤